

大阪府高齢者計画 2024

~ みんなで支え 地域で支える 高齢社会 ~ (大阪府高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、 介護給付適正化計画及び大阪府認知症施策推進計画)

> 令和6年3月 大 阪 府

我が国はすでに超高齢社会を迎えておりますが、大阪府においても、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 (令和 22)年に向けて、高齢者の増加が見込まれます。

また、大阪府は、全国と比べて高齢者の単身世帯の割合が高いことが特徴であり、さらなる高齢化の 進展に伴い、その割合は今後も高まるとともに、要介護度の高い高齢者や、医療と介護双方のニーズを 有する高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれています。

そのような中、3年あまり続いたコロナ禍を経て、高齢者の命と健康を守るため、施設等における感染症対策の重要性はもちろんのこと、人と人との交流の大切さを改めて実感しているところです。

大阪府ではこれまでも、市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできましたが、ポストコロナ時代を迎え、多様な社会参加や人とのつながりによる、高齢者が孤立することのない地域づくりがますます重要になっています。また、医療と介護の一体的な提供を進めるとともに、デジタル化の進展も踏まえ、様々な技術を活用しつつ、介護に携わる人材の確保や介護現場の生産性の向上に取り組み、高齢者を支える体制を強化することも必要です。さらには、認知症の人を含めた高齢者一人ひとりが、生きがいや役割をもって暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、認知症施策の推進に一層取り組むことも求められています。

今回策定した大阪府高齢者計画2024は、このような視点を踏まえ、高齢者保健福祉施策を総合的に推進するための取組みをまとめたものです。

本計画期間中には、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 (令和7) 年を迎えます。大阪府としては、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進や地域共生社会の実現に向けて、市町村はもちろん、関係機関と連携し、取組みを進めてまいります。府民や事業者等の皆様におかれましても、引き続き、支え合いの地域づくりにご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

そして、2025 年は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる大阪・関西万博の開催年でもあります。さらなる人口減少・超高齢社会を迎える中、世界中の英知を結集し様々な課題解決に取り組む万博の開催を通じて、世界各国の先端技術やサービス等により、時代を切り拓く新たなイノベーションを巻き起こし、大阪の持続的な成長と府民の豊かな暮らしに繋げていきたいと考えています。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、ご協力いただいた大阪府高齢者保健福祉計画推進 審議会委員の皆様、貴重なご意見・ご提言を寄せていただいた各関係機関・団体並びに府民の皆様に 心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

大阪府知事 吉村 洋文

第1章	計画策定の意義	•••••	····· [
第丨節	う 計画策定の趣旨		2
第2節	i これまでの介護保険制	度改正の内容	2
第3節	i 計画の位置づけ		3
第4節	5 計画期間	••••••	3
第5節	i 計画における目標	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	3
第6節	計画の策定及び推進の	体制	5
第1	項 策定体制		5
第2	項の推進体制		5
第3	項 「SDGs 先進都市」 を	めざした取組みの推進	5
第4	項 市町村・関係機関等	との連携及び市町村への支援・助言	5
第7節	6 他計画との関係		6
第Ⅰ	項 医療計画との整合性	<u>:</u>	6
第2	項 地域福祉支援計画と	の調和	6
第3	項 居住安定確保計画と	の調和	7
第4	項 大阪府介護・福祉人	材確保戦略 2023 との調和	7
第5	項 万博のインパクトを	活かした大阪の将来に向けたビジョンとの関係	7
第6	項 大阪の再生・成長に向	可けた新戦略(ウィズコロナからポストコロナへ)との関係	8
第7	項 その他大阪府策定計	・画との関係	8
第8	項 市町村老人福祉計画	及び介護保険事業計画との整合性	8
第8節	高齢者福祉圏域の設定		10

第2章	高齢者を取り巻く状況と大阪府のめざすべき方向性	12
第丨節	高齢者を取り巻く状況	13
第1項	高齢化率と高齢者数の推移	13
第2項	・大阪府の介護費、介護保険料、要介護認定率等の現状及び将来推	針 17
第3項	高齢者の住まいの状況	24
第2節	めざすべき方向性	27
第1項	計画の基本理念	27
第2項	取組みの方向性	28
第3章	施策の推進方策	30
第丨節	自立支援、介護予防・重度化防止	32
第2節	社会参加の促進	46
第3節	医療・介護連携の推進	51
第4節	包括的な支援体制の構築及び権利擁護の推進	57
第1項	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築	57
第2項	権利擁護の推進	61
第5節	多様な住まい、サービス基盤の整備	65
第6節	福祉・介護サービスを担う人材の確保・資質の向上及び介護現場の生産性	の向上72
第7節	介護保険事業の適切な運営	81
第1項	[個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供、質の向上	81
第2項	事業者への指導・助言	85
第3項	相談支援及び苦情対応の充実	87
第8節	介護給付等適正化(第6期大阪府介護給付適正化計画)	90
第9節	災害、感染症に対する高齢者支援体制の確立	93

=

第4章 方	大阪府認知症施策推進計画 2024	96
第一節	計画策定の趣旨	97
第1項	計画策定の趣旨	97
第2項	計画の位置づけ	97
第3項	計画期間	99
第4項	策定体制	99
第5項	府の推進体制	99
第6項	他計画との関係	100
第2節	認知症高齢者の現状と将来推計	101
第1項	大阪府の高齢化率と高齢者数の推移	101
第2項	認知症高齢者の将来推計	103
第3節	認知症施策の推進方策	104
第1項	理解増進、相談体制の整備等	104
第2項	安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進	109
第3項	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	120
第4項	認知症の予防	128
第5章 1	个護サービス量の見込み及び必要入所(利用)定員総数	数132
第一節	要支援・要介護認定者の将来推計	133
第1項	本計画における要支援・要介護認定者数の見込み方	133
第2項	要支援・要介護認定者数の将来推計	133
第2節	介護サービス量の見込み	136
第1項	本計画における介護サービス量の見込み方	136
第2項	介護サービスの種類ごとの量の見込み	138
(1)	居宅サービス	140
(2)	施設サービス	154
(3)	地域密着型サービス	156

1	第3項	施設・居住系サービス	・地域密着型サービスの必要入所(利用)	定員総数 163
	(1)	介護保険施設の必要と	」所定員総数	164
	(2)	特定施設入居者生活介	護の必要利用定員総数	167
	(3)	地域密着型サービスに	係る必要利用定員総数	169
	(4)	介護保険以外の施設サ	ービスの定員数	172
	【参考】	計画期間におけるイ	護給付費等の見込み	174
第6	章 大	阪府高齢者計画2()2lの検証	177
第	I 節 大	、阪府全体の状況		178
第	2 節 圏	対別の状況	•••••	181
1	第1項	要支援・要介護認定者	か状況	181
	第2項	介護サービスの現状		182
	(1)	居宅サービス		182
	(2)	施設サービス		196
	(3)	地域密着型サービス		198
1	第3項	施設・居住系サービス	・地域密着型サービスの必要入所(利用)	定員総数 205
	(1)	介護保険施設の必要と	所定員総数	205
	(2)	特定施設入居者生活介	護の必要利用定員総数	207
	(3)		係る必要利用定員総数	208
1	第4項	介護保険以外の施設サ	ービスの現状	210
	(1)	養護老人ホーム		210
	(2)	軽費老人ホーム		210
公老	資料			212
多 写 		······· F高齢者保健福祉計画指	准	213
2		「尚虧者休健福祉計画が F高齢者保健福祉施策推		213
3		「高齢者体健価征施泉』 計画策定に関する府 <i>0</i>		217
3 4		計画永足に関りる府の 市町村高齢者計画策気		221
5	ディル 用語の		7日本I	241
3	用品り	/ 为午6九		241